

# 岐阜県公報

第 二 千 百 五 十 三 号  
平 成 二 十 二 年 六 月 四 日

(金曜日)

## 目 次

### 告 示

- 救急医療施設の委嘱 (医療整備課 四〇一)
- 管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課 四〇一)
- 管理美容師資格認定講習会の指定 (同 四〇二)
- 道路の区域変更 (道路維持課 四〇二)
- 道路の供用開始 (同 四〇二)

### 公 示

- 落札者等に関する公示 (税 務 課 四〇三)
- 特定非営利活動法人の設立認証申請 (環境生活政策課 四〇三)
- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件 (商業流通課 四〇三)
- 県営土地改良事業計画の決定 (農地計画課 四〇四)
- 土地改良区役員の退任及び就任 (西濃農林事務所 四〇四)
- 土地改良区清算人の退任 (中濃農林事務所 四〇五)
- 土地改良区役員の就任 (恵那農林事務所 四〇六)

### 岐阜県告示第三百四十号

次の医療機関を救急医療施設として平成二十二年六月一日委嘱したので、救急医療施設取扱要綱(昭和五十年岐阜県告示第七百六十七号)第四の規定により告示する。

平成二十二年六月四日

岐阜県知事 古 田 肇

医療機関名 所 在 地 有効期限

伊 佐 治 医 院 加茂郡八百津町八百津三九二六 平成二五・五・三一

### 岐阜県告示第三百四十一号

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の四第二項の規定により管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成二十二年六月四日

岐阜県知事 古 田 肇

#### 一 主催者の名称及び住所

財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 荒賀 泰太

#### 二 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地

財団法人理容師美容師試験研修センター 東海ブロック事務所

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一四番二〇号ザ・スクエア二階

三 開催日等

開 催 年 月 日	講 習 内 容	開 催 場 所
平成二二・一〇・二五	公衆衛生学 衛生管理	羽島市竹鼻町丸の内六丁目七番地 羽島市文化センター
同 一・一・八	衛生管理	同
同 一・一・二二	衛生管理	同

岐阜県告示第三百四十二号

美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定により管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成二十二年六月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 主催者の名称及び住所

財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 荒賀 泰太  
 東京都江東区有明三丁目七番地二六号有明フロンティアビルB棟九階  
 二 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地  
 財団法人理容師美容師試験研修センター 東海ブロック事務所  
 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一四番二〇号ザ・スクエア二階

三 開催日等

開 催 年 月 日	講 習 内 容	開 催 場 所
平成二二・一〇・二五	公衆衛生学 衛生管理	羽島市竹鼻町丸の内六丁目七番地 羽島市文化センター
同 一・一・八	衛生管理	同
同 一・一・二二	衛生管理	同

岐阜県告示第三百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年六月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	神岡線 河合線	飛騨市河合町保字保峠 二〇七六番八地先地内	前 四・〇 後 六・〇	前 八・〇 後 三・三	

岐阜県告示第三百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年六月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	（備） （決） （更） （定） （区） （域） （の） （又） （日） （告） （は） （考）
			トル		

県道	神 岡 線	飛驒市河合町保字保峠二〇 七六番八地先地内	五・三	平成 二二・六・四	平成 二二・六・四
----	-------	--------------------------	-----	--------------	--------------

公 示

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十二年六月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 税務事務情報管理システムの維持管理業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第372号）第10条第1項第1号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 平成22年4月1日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 名古屋市中区錦2丁目17番21号  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海  
代表取締役 中村 充孝
- 6 契約金額 242,235,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称 岐阜県総務部税務課  
(2) 所 在 地 岐阜市藪田南2丁目1番1号

○特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年六月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年五月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人郡上やまと樹の家
- 三 代 表 者 の 氏 名 下平 義男
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県郡上市大和町牧七二二番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、郡上市大和町牧地区住民に対して、休耕田の再利用に関する事業を行い、休耕田の利用、地域住民の活性化に寄与することを目的とする。また、文化・芸術振興事業を行い、地域の活性化に寄与することを目的とする。

○特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年六月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年五月十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ことのは
- 三 代 表 者 の 氏 名 今尾 ひな子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市若宮町二丁目一四番地三
- 五 定款に記載された目的 本会は、日本在住の外国人とその居住地域で生活する日本人等を対象として、相互の文化を学びあい、交流の場をもつ事業や、外国人を支援する事業、および市民が蓄積した経験や能力をその地域社会に活かすための事業等を実施し、優しい絆で繋がる新しい地域コミュニティの構築に寄与することを目的とする。

○大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年六月四日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年六月四日

岐阜県知事 古田肇

一 届出年月日

平成二十二年五月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

大洋紡績株式会社

三 建物の名称及び所在地

タイヨーショッピングセンター

岐阜市柳津町本郷四丁目一番地の一 外

四 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 九三一台

(変更後) 八八〇台

駐車所の出入口の数及び位置

(変更前) 七箇所

(変更後) 五箇所

○県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年六月四日

岐阜県知事 古田肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
逆川地区	羽島市役所	平成二二・六・四から七・二まで

○土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十二年六月四日

岐阜県知事 古田肇

退任した役員

土地改良区	年月日	役名	氏名	住	住	所
色目川沿岸土地改良区	平成三二・五・二六	理事	田中進一	養老郡養老町飯田		三二七番地
同			青山貞夫	同		三一四番地一
同			藤井忠敬	同		一六九番地
同			高野利男	養老郡養老町大坪		二二〇番地
同			高木數馬	同		二〇〇番地
同			高木高明	養老郡養老町蛇持		四〇七番地
同			高木忠良	同		三六〇番地
同			高木雄一	養老郡養老町祖父江		一一三〇番地
同			澁谷政實	養老郡養老町橋爪		一一〇〇番地
同			水野直樹	同		五八〇番地一

土地改良区	土地改良名	平成 年月日	就任	役員	氏名	住	所
同	同	同	同	同	野村 鋭治	養老郡養老町宇田	五五八番地
同	同	同	同	同	川地 滴	養老郡養老町室原	六一一番地
同	同	同	同	同	廣瀬 富士雄	同	六七〇番地
同	同	同	同	同	川地 勝美	同	四二六番地一
同	同	同	同	同	青木 正六	同	六二四番地
同	同	同	同	同	三輪 明男	同	六一〇番地二
同	同	同	同	同	佐竹 一美	養老郡養老町蛇持	七四番地
同	同	同	同	同	高木 義治	祖父江	一〇七九番地
同	同	同	同	同	後藤 正明	宇田	二四五番地一
同	同	同	同	同	大矢 賢治	室原	六五五番地
同	同	同	同	同	藤井 靜	養老郡養老町飯田	一六一番地
同	同	同	同	同	大橋 一郎	同	一三四番地
同	同	同	同	同	安福 喜久雄	同	一六六番地
同	同	同	同	同	高木 數馬	養老郡養老町大坪	二〇〇番地
同	同	同	同	同	高野 利男	同	二二〇番地
同	同	同	同	同	佐竹 一美	養老郡養老町蛇持	七四番地
同	同	同	同	同	佐竹 正男	同	四二三番地一
同	同	同	同	同	佐竹 輝雄	養老郡養老町祖父江	一三二番地二
同	同	同	同	同	澁谷 政實	橋爪	一一〇〇番地
同	同	同	同	同	木村 敏男	中	二四二番地

就任した役員

土地改良区  
色目川沿岸土地改良区

土地改良区	土地改良名	平成 年月日	退任	氏名	住	所
同	同	同	同	高木 實夫	宇田	二八九番地
同	同	同	同	高木 慶次	養老郡養老町室原	一〇〇〇番地一
同	同	同	同	西脇 寛樹	同	六〇七番地
同	同	同	同	高木 英樹	同	一二二番地
同	同	同	同	三輪 明男	同	六一〇番地二
同	同	同	同	川地 勝美	同	四二六番地一
同	同	同	同	佐竹 晴佳	養老郡養老町蛇持	三六三番地
同	同	同	同	高木 義治	祖父江	一〇七九番地
同	同	同	同	川瀬 豊	宇田	二五二番地
同	同	同	同	大矢 賢治	室原	六五五番地

○土地改良区清算人の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が退任した旨の届出があったので、同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により公示する。

平成二十二年六月四日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した清算人

土地改良区	土地改良名	平成 年月日	氏名	住	所
同	同	同	古田 友三	岐阜市若宮町	九丁目一〇番地
同	同	同	船渡 邦男	関市 洞戸片	一三五番地
同	同	同	正治 秋義	同	三四〇番地
同	同	同	正治 光	同	二五五番地

○土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十二年六月四日

岐阜県知事 古 田 肇

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
えな土地改良区	平成三・四・三三	理事	大塩 康彦	恵那市明智町 五三五番地の六

武藤 正義	関市 洞戸市場	六五九番地
武藤 正男	同	六八五番地
船 渡 敬二	同	六七二番地一
武藤 勝美	同	六八八番地
藤 田 春三	山県市柿野	六二九番地
藤 田 辰雄	同	六一二番地
長 屋 弘	同	一〇四七番地

平成二十二年六月四日発行

発行者 発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ一―一

ブイ・アール・テクノセンター